

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年4月1日現在]

1、指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 柊会
代表者氏名	理事長：中田 論理
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	三重県亀山市関町坂下 252 番地 電話：0595-96-3131・FAX：0595-96-3155

2、利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	華旺寿居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	指定事業者番号：三重県 第 2472300033
事業所所在地	三重県亀山市関町坂下 252 番地
連絡先 相談担当者名	電話：0595-96-3277・FAX：0595-96-3155 相談担当者：山川 知良
事業所の通常の 事業の実施地域	亀山市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営事項に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、要介護者とその心身の置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等が確保されるよう、介護サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。 利用者の所在する市町村、在宅介護支援、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ＊祝日、12月30日～1月3日は休業
営業時間	8時30分～17時30分

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	(氏名) 山川 知良
従 事 者	介護支援専門員 2 名 (常勤 2 名内 1 名管理者と兼務、専任 1 名)

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提 供 方 法	介護保険適用有無	利 用 料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	(別紙 1) に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	この項に関する利用料については支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
	居宅介護支援費Ⅰ 13,004 円	居宅介護支援費Ⅰ 16,901 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ 6,512 円	居宅介護支援費Ⅱ 8,429 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,897 円	居宅介護支援費Ⅲ 5,053 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 40 人以上の場合において、60 以上の部分		

- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ、60 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅲを算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合は、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
- ※ 当該事業所の建物と同一の敷地内の建物若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の利用者にサービス提供を行った場合は、所定単位数の 95/100 に相当する単位数を算定します。

- ※ 地域区分別の単価（6級地 10.42 円）を含んでいます。
- ※ 特別地域居宅介護加算 所定の単位数の 15%加算を含んでいます。
- ※ 介護認定前に居宅介護支援が行われる場合は、（別紙 2）に掲げる『介護認定前に提供される居宅支援の特例事項』を参照ください。

	加 算	加 算 額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,126 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算（Ⅰ）	2,605 円	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅰ）
	入 院 時 情 報 連 携 加 算（Ⅱ）	2,084 円	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ）

3、その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は下記の料金を請求いたします。 当事業所より片道 30 km未満 700 円 当事業所より片道 30 km以上 1 km超える毎に 25 円を加算させていただきます。
-----	--

4、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：山川 知良
-------------	-----------

- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知します。
- (4) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

5、身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で、次に掲げる（1）～（3）に留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行い、また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い記録に残します。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

6、衛生管理等について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

7、業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9、秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
------------------------	---

個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
-------------	---

10、身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11、サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

華旺寿居宅介護支援事業所	所在地 亀山市関町坂下 252 番地 電話番号：0595-96-3277 FAX：0595-96-3155 受付時間 8：30 ～ 17：15（月～金曜日） 管理者 山川 知良
--------------	--

(2) その他の窓口

当事業所以外に下記の窓口等に苦情を伝えることができます。

鈴鹿亀山地区広域連合	所在地 鈴鹿市神戸 1 丁目 18 番 18 号 鈴鹿市役所西館 3F 電話番号：059-369-3205・FAX：059-369-3202 受付時間 8：30 ～ 17：15
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 津市桜橋町 2 丁目 96 番地 三重県自治会館 2 階 電話番号：059-222-4165 受付時間 9：00 ～ 17：00
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 津市桜橋 2 丁目 131 三重県社会福祉会館 2 階 電話番号：059-224-8111・FAX：059-213-1222 受付時間 8：30 ～ 17：00

(別紙1)

居宅介護支援業務の実施方法等について

1、居宅介護支援業務の実施

- (1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (3) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又は家族へ懇切丁寧に説明し、理解を求めます。
- (4) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、その利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院又は診療所に伝えるように求めます。
- (5) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この項において「訪問介護等」という)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき、説明を行い理解得るよう努めます。

(別紙3参照)

2、居宅サービス計画の作成について

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3、サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回（テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合は少なくとも二月に一回）利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (4) 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4、居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5、給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6、要介護認定等の協力について

- (1) 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7、居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙2)

介護認定前に提供される居宅支援の特例事項

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1、提供する居宅介護支援について

- (1) 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後、迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います

2、要介護認定後の契約の継続について

- (1) 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し解約料はいただきません。
- (2) また利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3、要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料(ケアプラン作成料)について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合でも、利用料(ケアプラン作成料)はいただきません。

4、注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(別紙3)

介護サービス(訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与)の紹介率一覧表

華旺寿居宅介護支援事業所 対象期間令和6年9月～令和7年2月

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人権を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、効率的に提供されるようにいたします。そのためにも特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることなく公平中立な立場でサービス調整ができるよう、介護サービス(訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与)の紹介状況について御報告させていただきます。

訪問介護

サービスの種類	サービス提供事業所	事業所番号	紹介率	紹介順位
訪問介護	あいさんさん	2470303781	33.34	1
訪問介護	さと和	2470400520	18.19	2
訪問介護	ニチイケアセンター亀山	2470400983	13.14	3
訪問介護	カラフルサポート芸濃	2470400371	12.13	4
訪問介護	t o m o n e e l	2470401031	6.06	5
訪問介護	おかだ	2470401064	6.06	6
訪問介護	結び	2470206174	3.03	7
訪問介護	エイド	2470401098	3.03	8

通所介護

サービスの種類	サービス提供事業所	事業所番号	紹介率	紹介順位
通所介護	カオスディサービス	2472300033	70.94	1
通所介護	ケアフル亀山 関ディ	2470400470	13.30	2
通所介護	安全の里ディサービス	2470400017	5.42	3
通所介護	亀山愛の里ディサービス	2470400645	2.96	4
通所介護	ディサービスからふる鈴鹿	2472200779	2.96	5
通所介護	さと和ディサービス	2470400397	2.47	6
通所介護	はなしょうぶディサービス	2470400132	2.47	7

地域密着通所介護

サービスの種類	サービス提供事業所	事業所番号	紹介率	紹介順位
地域密着通所介護	はなの家ディ	2490400153	52.95	1
地域密着通所介護	喫茶型ディ楽	2490400104	47.06	2

福祉用具貸与

サービスの種類	サービス提供事業所	事業所番号	紹介率	紹介順位
福祉用具貸与	フランスベッド三重	2472400395	27.23	1
福祉用具貸与	スグリ	2470401015	16.91	2
福祉用具貸与	いっぽ	2470400686	16.44	3
福祉用具貸与	まんまる	2470400355	15.97	4
福祉用具貸与	ライフテクノ鈴鹿	2470302890	11.74	5
福祉用具貸与	日本ケアシステム鈴鹿	2470300894	7.52	6
福祉用具貸与	近鉄スマイル四日市	2470202785	2.28	7
福祉用具貸与	ケアクレスト	2470600400	1.41	8

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 三重県亀山市関町坂下 252 番地

名 所 華旺寿居宅介護支援事業所

管理者 山川 知良 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

署名代行者

住 所

氏 名 印

本人との関係